

新たな有機農業実施計画の策定について

1 趣旨

有機農業をこれまで以上に力強く推し進め、有機農業の産地としての地位を確立するため、新たな有機農業実施計画を策定する。

2 計画期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間）

（現行：令和 5 年度から令和 9 年度まで）

3 計画目標

有機農業の取組面積を令和 12 年度に 82.6ha（耕地面積の 3 %）とする。

4 スケジュール（予定）

令和 7 年 6 月	推進部会（第 1 回）：方向性の議論
9 月	推進部会（第 2 回）：実施計画修正案の議論 [議論を踏まえた修正] [推進部会メンバーによる修正案の確認] [必要に応じて、推進部会の開催]

[11～12 月 有機農業の日（オーガニックデイ）特別期間]

令和 8 年 1 2 月～2 月 庁内及び関係機関との調整

3 月	推進部会：実施計画（最終版）の報告 新たな有機農業実施計画の公表
-----	-------------------------------------

5 見直しの方向性

(1) 田畑別目標および生産者種別※目標の設定

※慣行栽培農業者の有機転換、有機農業実践者の面積拡大、新規就農による有機農業

(2) 上記(1)を踏まえた生産の取組における目標(取組面積以外)、および加工・流通・消費等の取組における目標の設定

(3) 上記(1)の目標達成に向けた、生産および加工・流通・消費等における課題と基本的な方針(施策の展開方向)の提示

(4) 有機農業の産地としての地位の確立、市外への流通量増加に向けた具体的な方策の提示

(5) 上記(1)の目標達成に向けた、推進体制と各関係者の役割等

6 見直し案

(1) 田畑別目標および生産者種別目標

令和6年度(実績)		令和12年度(目標)		
取組面積 52.5ha	うち畑作物 40.6ha	取組面積 82.6ha	うち畑作物 63.9ha	① 0.5ha
				② 6.2ha
				③ 16.6ha
	うち米 11.9ha		うち米 18.7ha	① 2.6ha
				② 2ha
				③ 2.2ha

①慣行栽培農業者の有機転換、②有機農業実践者の面積拡大、③新規就農による有機農業

(2) 関連目標

	令和 6 年度（実績）	令和 12 年度（目標）
生産	① 有機農業生産者（畑作物）44 名 ② 有機農業生産者（米）13 名	① 70 名（+26 名） ② 24 名（+11 名）
加工・流通	① 学校給食利用量（畑作●キロ） ② 学校給食利用量（米 9 トン） ※8 日間分 ③ 市外への流通量（●トン） ・・・検討中	①（●キロ） ②（米 36 トン） ※2 か月分 ③（●トン）
消費	農産物を買うときに低農薬・無農薬であることを特に重視する市民の割合（5.3%）※市民意識調査	（10%）

(3) 目標達成に向けた課題と施策の展開方向

【生産】

① 慣行栽培から有機栽培への転換促進

- ・有機農業説明会、栽培技術研修会、圃場見学、経営モデルの作成

② 栽培技術の確立

- ・佐倉市に適した栽培技術の体系化（千葉県改良普及課等）

③ 新規就農の促進

- ・新規有機就農者との情報・意見交換
- ・関係機関等との協働による効果的な誘致・支援体制の構築
- ・誘致の実践
- ・就農前後のトータルサポート活動

【流通】

① 販路の拡大

- ・学校給食への導入拡大、学校栄養士と生産者のマッチング
- ・域外の販路開拓、定期的な販売会、EC サイト、ふるさと納税、輸出
- ・スーパーマーケット、飲食店など民間市場
- ・JA の取組

②高付加価値化

- ・ブランディング、加工品等商品開発

【消費】

①消費者に向けた啓発

- ・消費者向けイベント、講演会

②情報発信

- ・展示会・販売会、オーガニックビレッジ佐倉のホームページ

(4) 有機農業の産地としての地位の確立等

「新規就農で有機農業をやるのなら、佐倉」のイメージ定着

→具体的な新規就農者の営農モデルの作成（パンフレット）

→農地マッチング

→研修圃場の整備

→資機材リース

→補助制度活用支援

「成田市（R7.3 オーガニックビレッジ宣言）等とのネットワーク構築」

（インバウンドとの交流、輸出の取組も視野）」

→合同でのイベント開催

→農業者グループ同士（環境保全型農業を進める会など）の意見交換会の開催

(5) 推進体制と各関係者の役割等

【農業者】

農産物の生産面や農業者相互間のネットワークに関する協力

【加工・流通・販売等事業者】

有機農産物の取り扱い（加工・流通・販売面等）に関する協力

【JA千葉みらい】

有機農産物の生産・流通・販売面等に関する協力

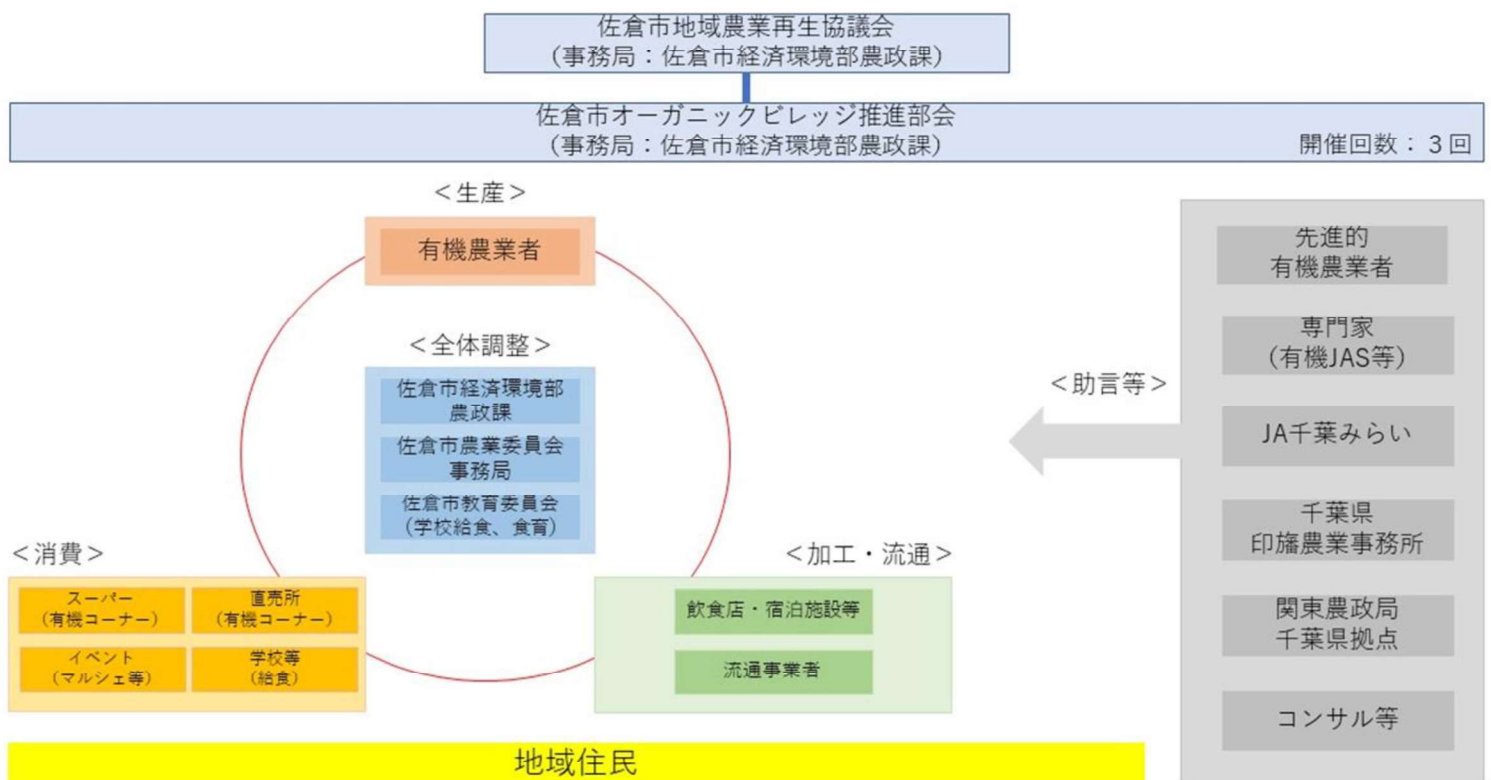
【千葉県印旛農業事務所】

営農指導面や情報発信に関するサポート協力

支援事業等に関する情報提供

【佐倉市】

推進部会の事務局として、全体のコーディネート
取組の情報発信、支援事業等に関する情報提供
研修会やセミナーの企画、開催



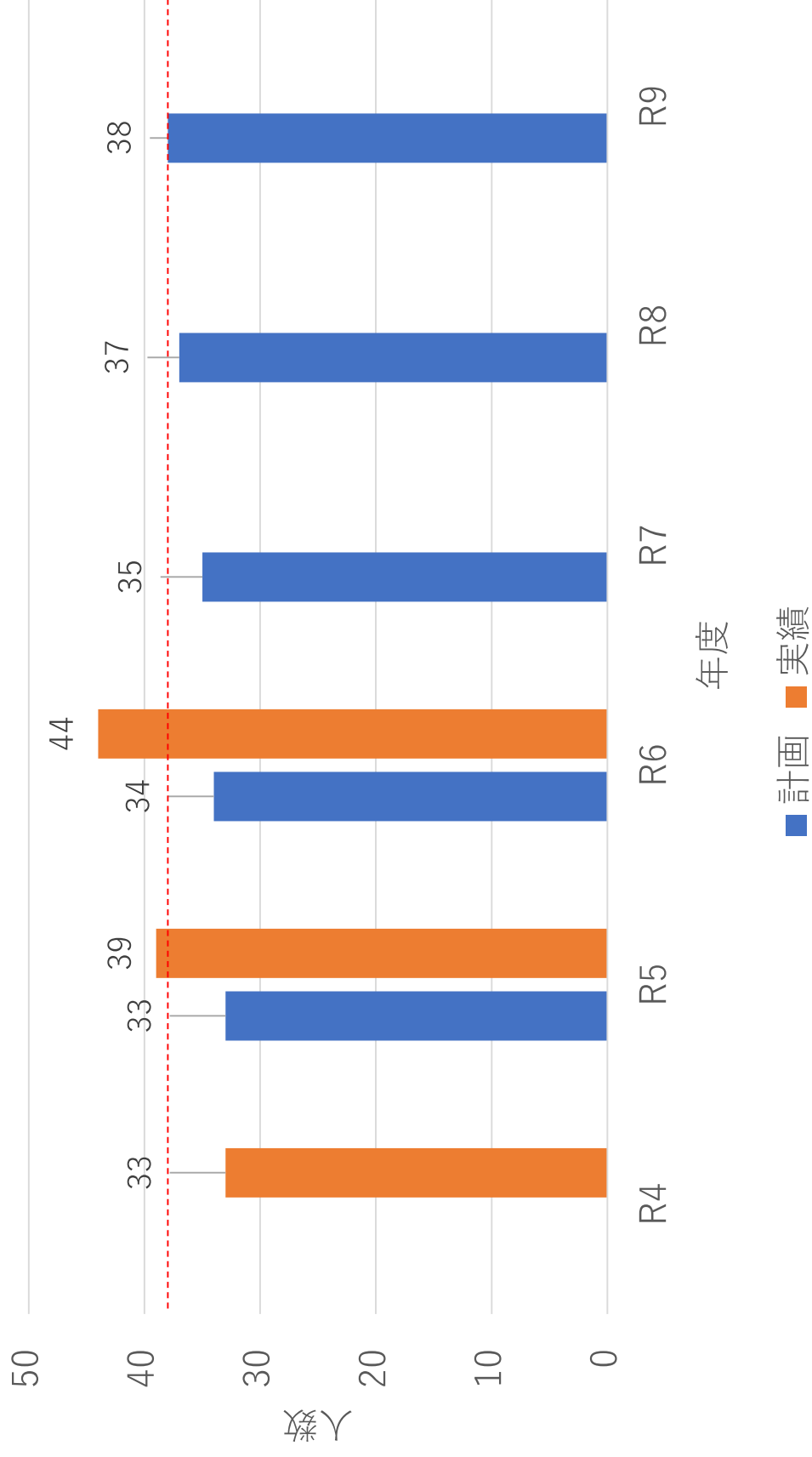
【資料 1 : 添付】 : R6年度末時点目標達成状況

佐倉市有機農業実施計画における 目標達成状況

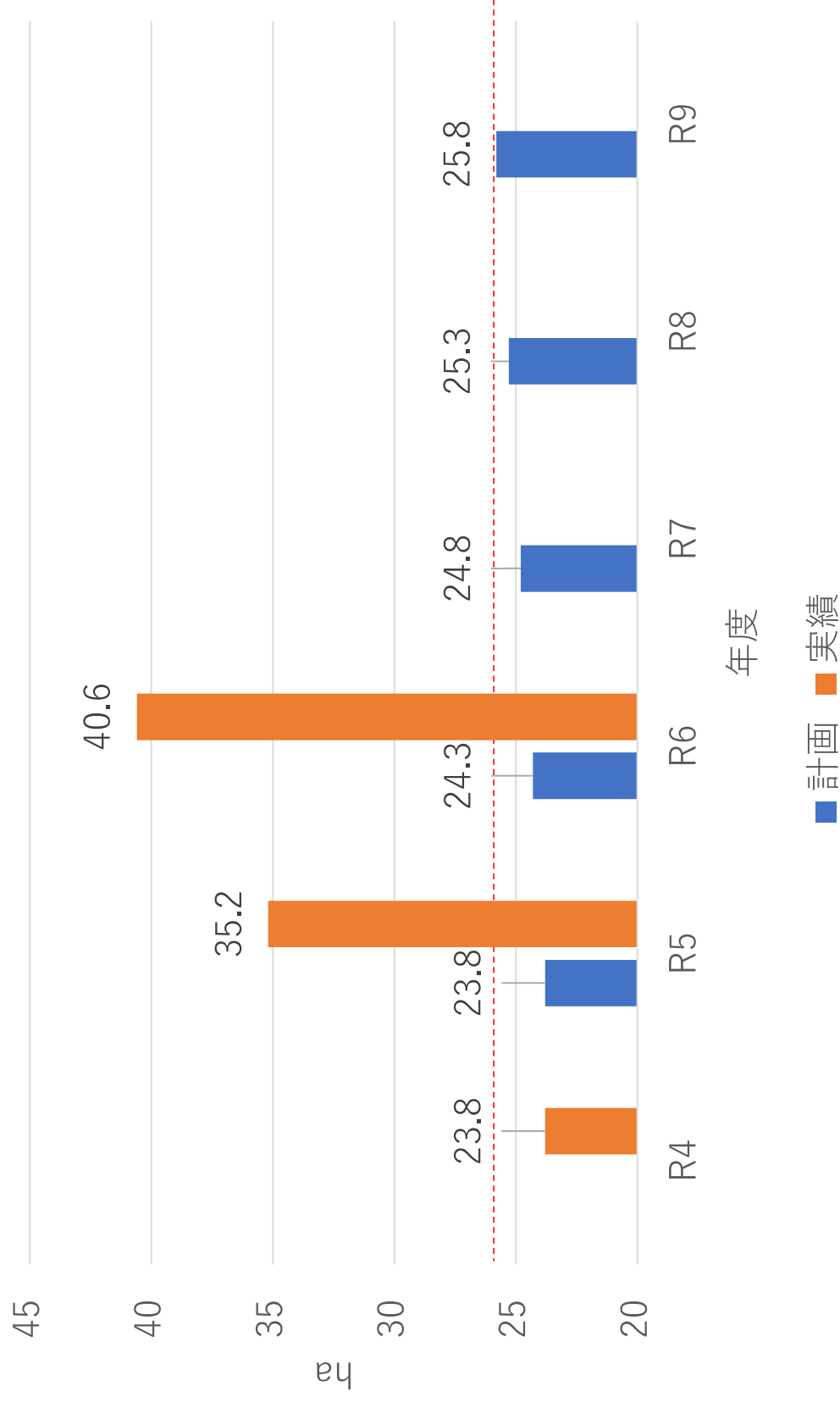
※本資料は、あくまでも農業者へのヒアリング結果に基づくものです。

佐倉市オーガニックビレッジ推進部会

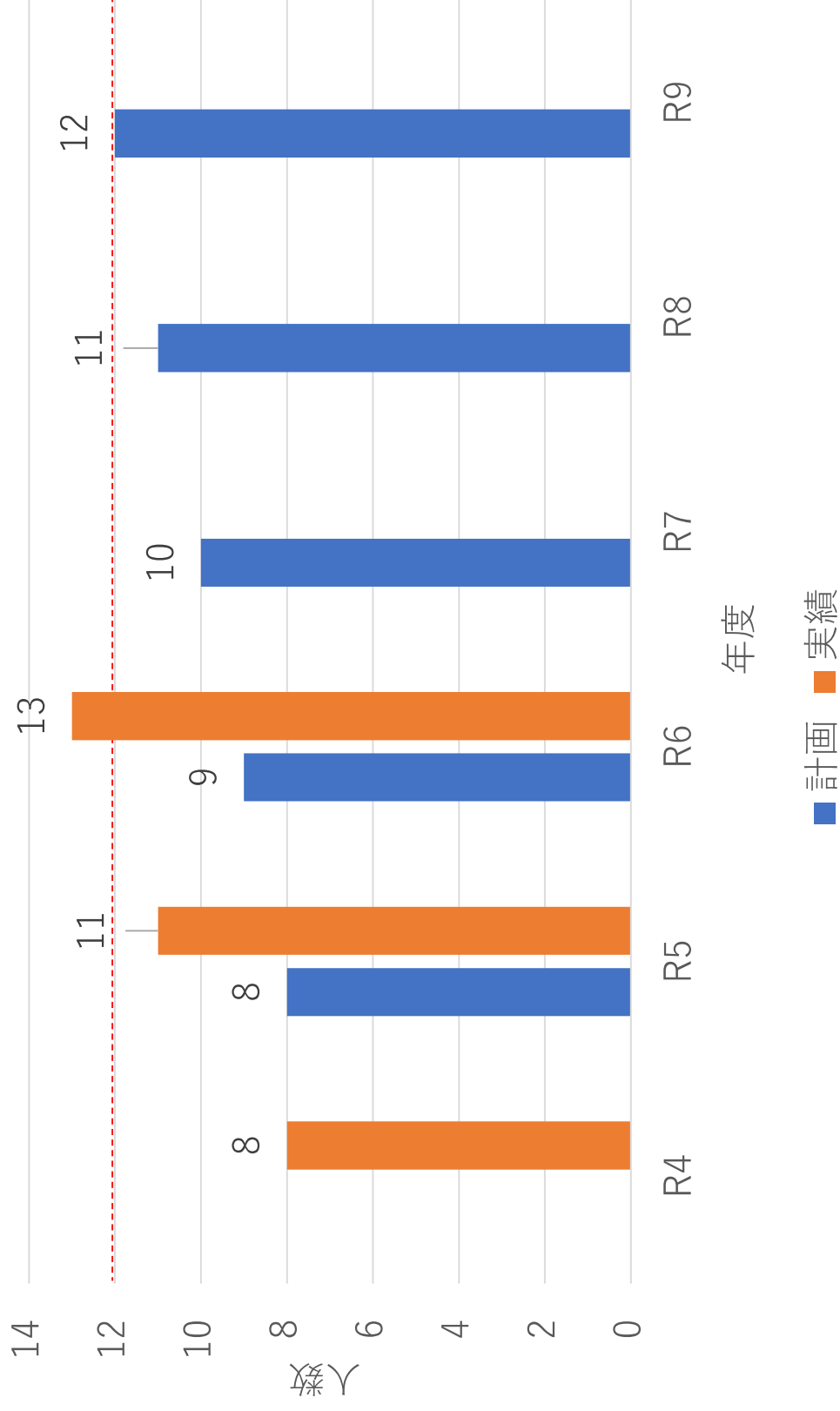
【成果目標1】有機農業者数（芋類・露地野菜）単位：人



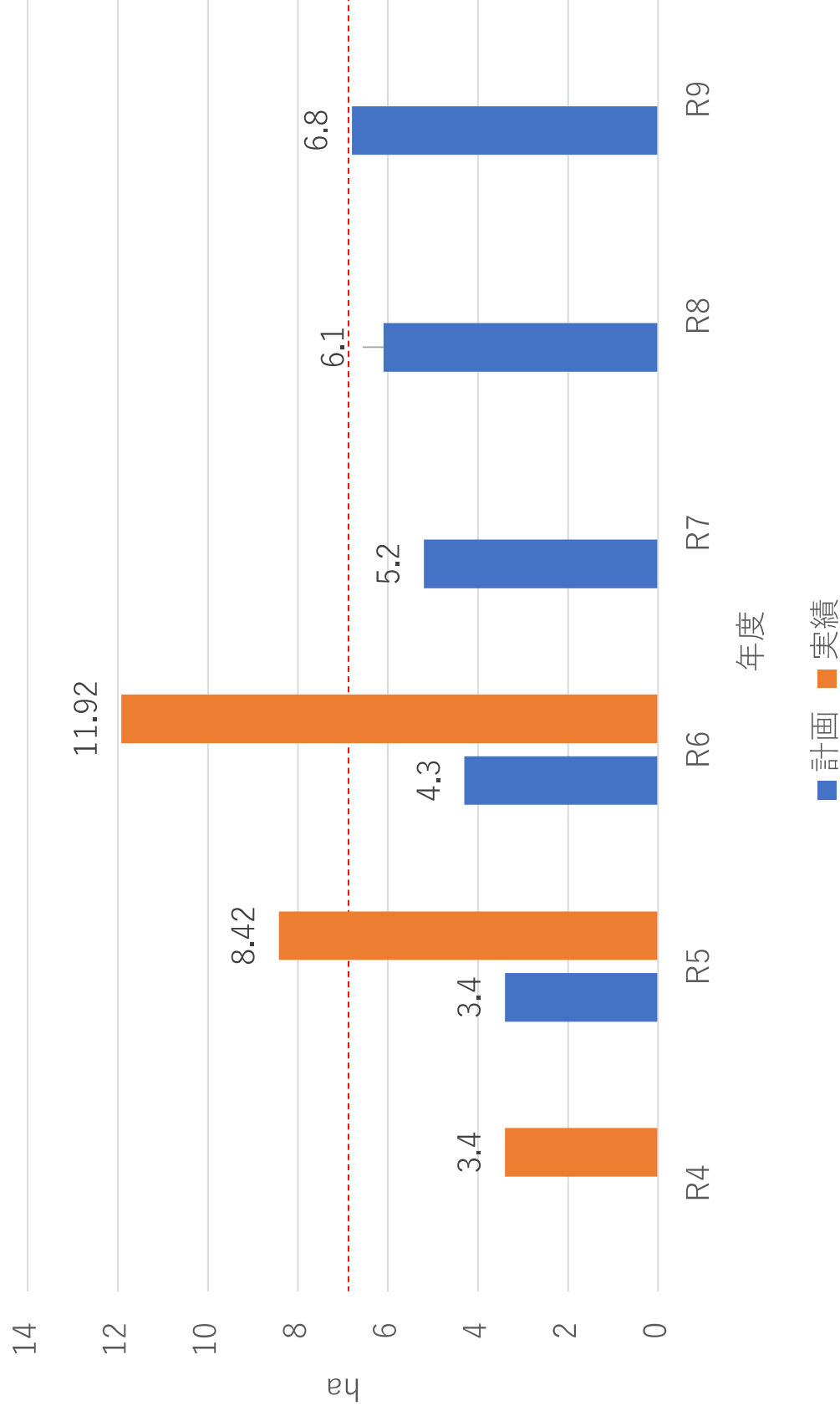
【成果目標2】有機農業面積（芋類・露地野菜）



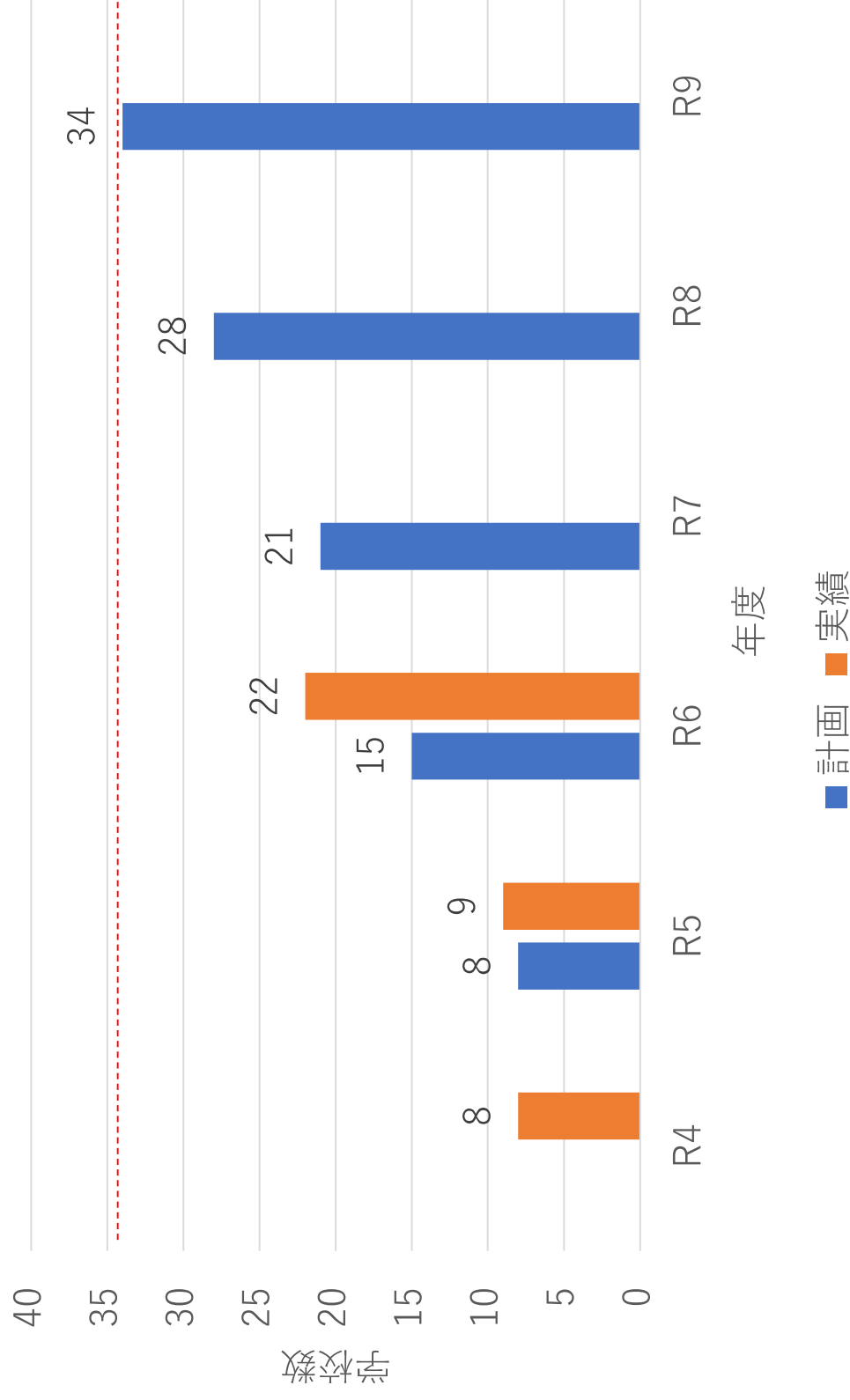
【関連目標1】有機農業者数（人） 単位：人



【関連目標 2】有機農業面積（米）



【関連目標3】有機農産物を利用したことの学校数



※有機米については、すでに全校で利用したことがあるため、有機野菜についてカウントしています。

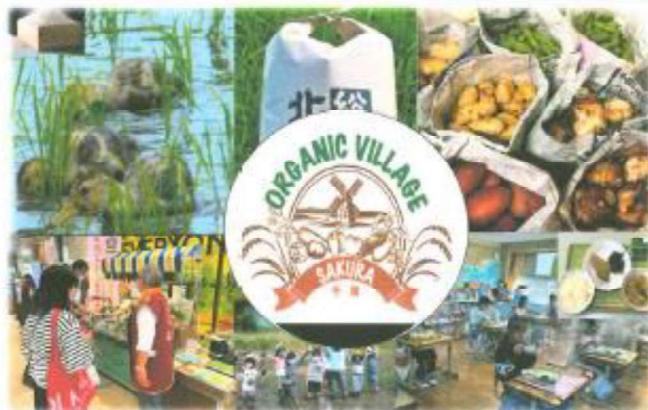
佐倉市 有機農業実施計画

“環境にやさしい農業を進め、持続可能な農業を実現する”

令和 5 年 3 月

佐倉市

千葉県佐倉市



オーガニックビレッジ宣言

佐倉市は、水と緑が豊かな街で環境にやさしい街づくりを進めており、「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、昨年、佐倉市オーガニックビレッジ検討部会を立ち上げました。

これまで、市内外の展示会への参加や学校給食への有機農産物の試験導入、有機栽培の技術向上を目的とした研修会の開催などを実施し、この度、「佐倉市有機農業実施計画」をとりまとめました。

今後は、木更津市をはじめとした有機農業の先進地を参考にしつつ、有機農業の生産拡大、販路の確保、生産者ネットワークの構築、消費の促進など、一歩ずつ進めてまいります。

有機農業・慣行農業、両者が手を携えて共成（共に成長）し、佐倉市の農業に桜（佐倉）の花が咲くよう、魅力あるまちづくりを目指すとともに、持続可能な農業の実現に向け、環境にやさしい農業を進め、ここに、「オーガニックビレッジ」を宣言します。

令和5年3月23日

佐倉市長

西田三十五

【目 次】

第1 佐倉市有機農業実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 実施計画の位置付け	3
3 有機農業の定義	4
4 計画期間	5

第2 有機農業の現状と課題

1 現状	5
2 課題	7

第3 有機農業推進の基本的な考え方

1 持続可能な農業の実現に向けた有機農業の推進	8
2 実施計画の目標	10
3 目標達成に向けた取組内容	12

第4 目標達成に向けた推進体制、役割、資金計画

1 推進体制	13
2 役割	14
3 資金計画	15
4 関連事業	16

第5 有機農業推進に向けた各種の具体的な方策

1 有機農業者等の育成・定着支援	16
2 有機農業に関する技術的な支援	18

3	有機農産物の加工・流通、販売、消費の促進	20
4	有機農業に対する理解の促進	22
第6	その他	24
	【参考資料1】用語解説	25
	【参考資料2】アンケート結果概要	27
	【別冊】佐倉市有機農業実施計画策定のためのアンケート調査 報告書	

第 1 佐倉市有機農業実施計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の食料・農林水産業を取り巻く状況は、生産者の減少や高齢化の進行など生産基盤が脆弱化し、いわゆる地域コミュニティの衰退が進んできています。また、地球温暖化に伴う農産物の品質低下や大規模災害の激甚化が顕在化しているのが現状です。更に、新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機として、サプライチェーンが混乱し、例えば、外食からおうちごはんへと変化するとともに、ウクライナ情勢等国際的な情勢不安も相まって、輸入原材料の確保も厳しい状況が続いています。

また、様々な産業で、SDGs や環境への対応の強化が重視されてきており、食料・農林水産業においても、このような状況に的確に対応していく必要があります。

環境への対応の部分では、平成18年12月に、環境と調和のとれた農業生産の確保、消費者の安全かつ良質な農産物ニーズに応えるため、「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」）が制定され、有機農業の推進に関する施策が総合的に講じられていくこととなりました。

近年では、農業分野におけるSDGs や環境への対応の強化として、また、農業の環境負荷軽減と生産基盤強化を目指す中長期的な

政策方針として、令和３年５月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。その戦略では、２０５０年を見据えた目指すべき姿の一つとして、有機農業を耕地面積の４分の１に拡大する方針などが打ち出されるとともに、令和４年７月１日には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。

一方、佐倉市では、令和３年８月に、２０５０（令和３２）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を行うなど、従前より、環境にやさしい街づくりを推進しています。

これらの状況を踏まえ、本市では、農業分野における新たな取組として、農林水産省のみどりの食料システム戦略推進交付金のうち、「有機農業産地づくり推進事業」を活用し、農業者、消費者、事業者、ＪＡや県等の関係機関など幅広い関係者から構成される佐倉市オーガニックビレッジ検討部会（以下、「部会」という。）を令和４年５月１８日に設立したうえで、部会の中で、試行的な取組を実施しつつ、有機農業の現状や課題等を明らかにし、今後に向けた有機農業に関する体制整備や定着、拡大に向けた方向性の検討を行うなど、有機農業の取組推進を図っています。また、部会での議論等を踏まえ、新規就農者の増加や、教育関係部局などとの連携、

更には、将来的な佐倉市における交流人口の増加、子育て世代等に向けた取組の観点なども視野に入れた「佐倉市有機農業実施計画」を策定することとしました。

2 実施計画の位置付け

本市が進めようとする有機農業推進の基本的な考え方や推進施策、実施する具体的な取組及び方向性を示すものとして位置付けて策定するもので、本市における有機農業の推進に当たり、農業者をはじめ、消費者や流通・加工・販売や食品関連団体といった事業者、JAや県等の関係機関等と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

また、この計画は、市の有機農業の推進に当たり、進むべき方向と基本施策、重点事業等を明らかにするもので、その位置づけは次の通りです。

○第5次佐倉市総合計画（令和2年3月）の前期基本計画の重点目標の「子育て世代の流入・定住促進、子育て支援施策等の維持拡充」のうち、重点施策の一つとして、「競争力のある農林水産業を推進します」と明記されている。

○その具体的な事業内容として、「新規就農者の支援」、「**農畜産物高付加価値化**・新商品の開発支援」、「農産物の販売促進に向けた調査研究」を掲げている。

○第2次佐倉市産業振興ビジョン（令和2年3月）の基本方針一つにも「**競争力のある農産物の生産（差別化した農産物の生産推進）**」が掲げられている。

○農業者、消費者、事業者、関係機関など幅広い関係者に、市農政の方向性を示すことで、参画と協働による取組の指針となるものである

○国や県などの関係機関に対して、市農政の取組等を示すとともに、各種の施策に対する支援及び協力により計画の実現を促進するものである

3 有機農業の定義

有機農業推進法第2条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

この実施計画においても、「有機農業」とは、有機農業推進法に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減し

た農業生産の方法を用いて行う農業とします。

4 計画期間

この実施計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、農業を取り巻く社会情勢や状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適宜検討することとします。

第2 有機農業の現状と課題

1 現状

本市では、総農家数が998戸（2020農林業センサス）となっており、市内には約50名の有機農業を実践している生産者が存在しています。そのうち、有機JAS認定農業者については1団体（2名）のみであるのが状況です。

現在、有機農業については、新規参入志向者や、就農年数が短い農業者などが興味を持ち有機農業への転換を希望する傾向にあるという特徴もありますが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われているものであり、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態や、気象等にも影響される中で、有機栽培の取組を始め

るに際しては不安が危惧されている側面もあります。

更に、有機農業者等にとっては、消費者との結びつきが弱い、また、栽培規模が少量ロットで安定的には供給できないなどの理由により販売に苦慮している現実や、消費者においても、有機農産物が慣行的に行われている栽培による農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にあります。一般消費者にとっては、有機農産物の販売促進に必要なものとして、値段が一番大きく、消費者へのPR、販売店の拡大などの声が多く聞かれました。一方、販売先については、直売所での販売や生協への契約販売、消費者への宅配等を中心に有機農業者が独自に開拓している実態もありますが、安全・安心や環境にやさしいことなどから、有機農産物を購入してみたいとの声が多いにもかかわらず、購入先がわからないとの声も多く聞かれているのが現状です。

なお、慣行栽培による農業と有機栽培による農業の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病虫害防除対策等の遅れに伴う周辺ほ場への影響や、逆に、慣行栽培のほ場から有機栽培のほ場への農薬の飛散等、相互に疑問視する声などもありますが、有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にあります。

す。

2 課題

農業者、消費者、それぞれの主な役割と課題を整理すると以下のとおりとなります。

【農業者側】

農業者としての主な役割は、農産物の生産であるが、課題としては以下のようなものが存在している。

- ① 販路の確保
- ② 栽培技術の確立
- ③ 栽培コストの削減や機械設備等への支援
- ④ 栽培技術の向上
- ⑤ 消費者へのPRや消費者の理解
- ⑥ JAS等認証取得費用の補助

【消費者側】

消費者としての主な役割は、農産物の購入であるが、課題としては以下のようなものが存在している。

- ① 有機農業が環境への負荷を低減するなどの機能を持つことへの理解
- ② 有機農業が慣行的に行われている栽培に比べ、収量が減ることや手間がかかることについての理解

③ 購入する際における「環境に配慮した商品」との認識

また、本市の有機農業は一部の農業者や団体の取組によって独自に行われている状況で限定的であり、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備や、消費者が有機農産物を入手しやすいといった環境の整備、さらには、後継者不足解消のためにも、若い人が新規で農業に取り組みたいと思えるような魅力づくりが課題と考えられます。

第3 有機農業推進の基本的な考え方

1 持続可能な農業の実現に向けた有機農業の推進

有機農業は小規模な農地であっても、良質な農産物の生産が可能で、付加価値をつけて生産・販売ができることから、新規就農者の参入もあります。また、慣行栽培からの転換希望者も存在することなどから、有機農業技術の確立、高度化を図り、就農希望者や慣行栽培からの転換希望者、有機栽培実践者などへの研修などを進めて、生産技術の確立・向上を図り、生産者の増加を図ることが重要であると考えられます。

更に、豊かな自然環境を将来にわたって維持し、農業がその維持等に資するためには、有機農業における自然循環機能や多面的機能を最大限に発揮しつつ有機農産物を生産するとともに、消費者の有

機農業への理解を進めることが必要であることから、**“環境にやさしい農業を進め、持続可能な農業を実現する”**をコンセプトに、一般向けのセミナーの開催等を通じた有機農業への理解醸成を図るとともに、生産者、消費者、実需者がつながりを持ち、連携を図って有機農業を着実に推進していくためのマッチングの機会の提供や生産技術の研修会などを行うことが重要であると考えられます。

なお、農業者その他関係者等の自主性の尊重を図りながら、有機農業が環境に調和する農業生産という側面だけでなく、食の安全・安心の確保や、子供たちへの食育の推進、地域の振興や活性化などの取組を含めた総合的な推進も重要であると考えています。

特に、学校給食に地元の農産物を使用することで関心がより高まるとともに、情報に関しては、大人だけでなく、子供たちの発信力にも大きなものがあり、学校を通して様々な取組等も考えられます。また、販売においては価格設定が求められますが、一方で、消費者においては見た目では違いがわからないことから、説明等の工夫も必要であるとともに、SNS等を通じた情報発信の強化と併せて、実際に、有機栽培の体験や、有機農産物を飲食する機会の創出も必要不可欠な取組であると考えています。

これらの取組は、有機農業を中心としたものではありませんが、将来にわたって市内の農業を持続的なものとするためには、既存の取

組を尊重しつつも、新たな考え方や新たな取組を柔軟に取り入れながら進めていくことが何より重要であると考えています。

以上のことを踏まえ、本市における有機農業の現状と課題を把握するとともに、有機農業推進法における基本理念等に沿って、有機農業の推進を図るために、次の4項目の施策の展開方向を定めて、有機農業に関する取組を支援します。

- ① 有機農業者等の育成・定着支援
- ② 有機農業に関する技術的な支援
- ③ 有機農産物の加工・流通販売・消費の促進
- ④ 有機農業に対する消費者への理解の促進

なお、本市においては、規模拡大による競争力の強化だけではなく、農産物の高付加価値化に加え、魅力ある農業や、オーガニックによる地域ブランドの構築という観点からも有機農業の推進が重要であると考えています。また、現在、JAや県などの関係機関と連携して、「有機農業産地づくり推進事業」を市全域で展開しているところであり、今後とも、各分野・各方面とのネットワーク化等を図ることにより、市内全域への取組拡大を図ります。

2 実施計画の目標

計画を具体的に進めることにより、市内において、生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、消費者が有機農業に

より生産される農産物を入手しやすい環境づくりを進め、さらに、市における各種の計画や施策等を含め一体的な推進につながるよう、以下のとおり成果目標及び関連目標を設定し、当該目標達成に向けた取組や支援に関する方向性を次のように設定し、推進します。

■成果目標について

【成果目標 1】

有機農業に取り組む生産者の増加（芋類・露地野菜）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **5 名増加**

令和 4 年度末 33 名 → 令和 7 年度末 35 名 → 令和 9 年度末 38 名

【成果目標 2】 有機農業に取り組む面積の増加（芋類・露地野菜）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **2 ha増加**

令和 4 年度 23.8 ha → 令和 7 年度 24.8 ha → 令和 9 年度 25.8 ha

なお、以下のとおり、成果目標とは別に関連目標を設定し、当該目標達成に向けた取組や支援を進めていく。

■関連目標について

【関連目標 1】 有機農業に取り組む生産者の増加（米）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **4 名増加**

令和 4 年度 8 名 → 令和 7 年度末 10 名 → 令和 9 年度末 12 名

【関連目標 2】 有機農業に取り組む面積の増加（米）

令和 4 年度時点と比較し、令和 9 年度時点で **3.4 ha増加**

令和 4 年度 3.4 ha → 令和 7 年度 5.1 ha → 令和 9 年度 6.8 ha

【関連目標 3】

有機農産物を学校給食に利用したことの公立学校数の増加

令和 4 年度末時点と比較し、令和 9 年度時点で **26 校増加**

令和 4 年度 8 校 → 令和 7 年度 21 校 → 令和 9 年度 34 校

3 目標達成に向けた取組内容

有機農業者数や有機農業の面積を増加させるためには、新規就農者の確保をはじめ、農業者の確保を行い、更に定着してもらうことが重要です。そのためには、通常の栽培技術ではできない独自の栽培技術の習得や向上、有機 J A S 等認証取得を希望する場合にはその支援などが必要です。

また、生産されたものが実際の販売につながらないと生産を継続することが困難となることから、販売までの一連の流れの中で加工・流通、販売、消費の各段階での取組が必要です。

また、販路の一つとして、学校給食が考えられますが、関係機関との調整や生産量の確保、また、流通経路など課題もあることから、これらの課題を引き続き検討するとともに、市外への販売においては、有機 J A S をはじめとした認証も重要と考えているものの、有機 J A S や有機農業そのものに対する理解がまだまだ得られていない状況であることから、これらの課題を一つ一つ解決しながら、目標達成に向け取組を進める必要があると考えています。

その具体的な内容は**第 5 有機農業推進に向けた各種の具体的な**

- ① 有機農業者等の育成・定着支援
- ② 有機農業に関する技術的な支援
- ③ 有機農産物の加工・流通販売・消費の促進
- ④ 有機農業に対する消費者への理解の促進

1 推進体制

令和4年5月18日
農業者、消費者、事業者、関係機関で構成する
佐倉市オーガニックビレッジ検討部会 設立

連 携

農 業 者

協 力

消 費 者

佐 倉 市
農 政 課

事 業 者

情 報 共 有

J A 、 県 等
関 係 機 関

支 援

体制図

13

ジ検討部会」（令和４年５月１８日設立）を設置しました。令和５年度以降は、部会名称をから「佐倉市オーガニックビレッジ推進部会」に変更し、生産者等構成員を追加するなど、柔軟に取り組む環境づくりに努めます。

更に、目標の達成状況等の評価については、毎年推進部会へ実績報告を行い、推進部会が評価を行うとともに、必要に応じて部会メンバーの追加や組織の見直しも行います。

2 役割

各関係者の主な役割としては、以下のとおり。

各関係者がそれぞれの役割を中心に、市やその他関係機関とも連携しつつ、有機農業の推進に取り組みます。

【農業者】

農産物の生産面や農業者相互間のネットワークに関する協力

【加工・流通・販売等事業者】

有機農産物の取り扱い（加工・流通・販売面等）に関する協力

【ＪＡ千葉みらい】

有機農産物の生産・流通・販売面等に関する協力

【千葉県印旛農業事務所】

営農指導面や情報発信に関するサポート協力

支援事業等に関する情報提供

【佐倉市】

検討部会の事務局として、全体のコーディネート

取組の情報発信、支援事業等に関する情報提供

研修会やセミナーの企画、開催

※ 【農業者ネットワーク組織】

今後、農業者相互の情報交換、技術研鑽、相互サポートの場として組織化を検討しており、具体的には、一定の要件を設けた上で、現在の検討部会メンバーに農業者を加える形を考えているが、当該メンバーとなることで、例えば学校給食への有機農産物導入など市の取組へ協力いただくことを想定している。有機農業に取り組む農業者ネットワークを構築することで、具体的には、1農業者では対応できない需要量に対して、供給側である農業者が相互にサポートすることで、需要に応じた供給が可能になり、また、栽培技術に関する情報交換を通じて栽培技術の研鑽にもつながる、更に支援策に関する情報交換などにより、情報の伝達が迅速化するなど一定の効果が見込まれることから、令和5年度を目途に組織化を検討する。その際、米とそれ以外の野菜等は、別組織とするなど配慮する。

3 資金計画

令和4年度以降、3年間は、国の有機農業産地づくり推進事業を活用し、圃場による栽培実証をはじめ、各種研修会やセミナーの開

催、販路拡大に向けた出展会などへの参加、先進地視察等を行うこととするが、3年間の事業終了後にも継続的に取り組むことが可能となるよう、令和7年度以降についても、基本的には、国の事業や県、市等の関連事業を活用しつつ、有機農業の推進を図ることとする。その他、地域の金融機関を含め、J-クレジットを通じた民間企業との連携なども視野に検討を進めていくこととし、市としても、新規事業の創設を含め支援を継続できるよう検討を進めます。

4 関連事業

令和5年度以降についても、みどり戦略関連予算等、有機農業推進に資する関連事業については、積極的に支援策の情報提供をはじめ、制度の活用を促します。特に、環境保全型直接支払交付金については、千葉県で令和4年度より、炭の投入が追加支援として特認を受けたところであり、比較的容易に取り組むことができる取組でもあることから、有機農業の取組と合わせて、SDGsにも資する取組として市内農業者にも活用を促すこととします。

第5 有機農業推進に向けた各種の具体的な方策

1 有機農業者等の育成・定着支援

有機農業の定着が進まない理由として、生産技術の習得や、労力に見合った生産性の確保、販路の確保における困難さがあると言わ

れています。このため、有機農業を目指す新規就農者や慣行栽培からの転換を希望する農業者、また、拡大を検討している有機農業実践者などに対し、有機農業先駆者や専門家、関係機関などと協力し、新規就農も含めた幅広い相談、研修会の開催等を通じた専門家等による営農指導、各種支援に関する情報提供を行うとともに、生産者相互の情報交換や共有、技術の研鑽、相互サポートなどを行うための有機農業生産者のネットワークを構築することにより、有機農業者の育成・定着を目指します。

また、有機農業に取り組むに当たり、初めから経営全体を有機農業のみで取り組み始める場合には、栽培の技術面のみならず、販路の確保等に苦慮し。結果的に離農する場合もあるなど様々な課題もあることから、慣行栽培から、例えば、まずは、特別栽培、特別栽培から有機農業へと段階的に取り組むような手法もあります。また、既に、慣行栽培を行っている農業者については、経営の全体を一気に有機農業に転換するのではなく、経営の一部（品目ごと）から段階的に導入していくような取組手法もあります。そのため、専門家や関係機関などと協力し、有機農業の技術や知識等を習得するための研修会や現地検討会、視察研修等を開催し、有機農業を目指す農業者や新規参入者への支援を図ります。

また、有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図る

とともに、国や県による事業の活用を図りながら、有機農業に必要な機械・施設の整備の支援や、農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じた農地の情報提供、市外からの参入者等には、関係機関と連携して、住宅（空き家活用）等の情報提供や、農の雇用事業などの各種支援策も活用しながら取組定着の支援を進めます。さらに、有機農業者や、有機農業の推進に取り組む関係団体等の協力を得て、地域における有機農業の振興を図ります。

なお、取組を進める上では、有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重するとともに、慣行栽培と有機栽培の農業者が共存できるよう多様な取組を支援します。また、有機農業への新規の取組を支援するとともに、取組の継続や拡大等について推進を図るために、有機農業推進モデル地区などを設定し重点的に支援しながら、ネットワークの構築等により市内全域における取組の拡大を図ります。

2 有機農業に関する技術的な支援

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病虫害等による品質や収量の低下を起こさせない技術を確立することは、農業者が有機農業を進めるために重要となっています。このため各関係機関と連携・協力するとともに、専門家による有機農業に関する研修会や栽培技術に

関する講習会等の開催や、市内外で行われる各種関連研修等の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保等ができる生産技術の確立を目指します。

また、有機 J A S 認証取得を目指す生産者に対しては、専門家による研修会の開催や J A S 認証取得にかかる費用に関する支援などを通じて、有機 J A S 認証取得を進めます。有機農業においては、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している農業者がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取り組んでいる農業者もいます。このため、農業者が有機農業に容易に取り組めるようにするためには、既に一定の成果をあげている有機農業先駆者や関係機関に協力を得ながら、有機農業に関する栽培技術の情報提供をする必要があります。このため、有機農業者が相互に意見交換できる場を提供するとともに、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。また、有機農業者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築等に努めます。

具体的には、有機農業は、地域資源の活用や自然の摂理を活かし行う栽培のため、気象状況や病害虫の影響を非常に受けやすく、また、個々の農家の工夫により栽培されてきた面なども多分にあり、個別の技術を総合的に行うことにより成り立っているのが実態でも

あります。このため、有機農業を推進するに当たっては、技術的な支援をはじめとした関係機関が連携した取組の展開が必要不可欠であり、高品質かつ安定定な収量の確保ができる生産技術等の確立を図るために、耕畜連携の取組による堆肥の供給や、土壌診断に基づく健全な土づくりのための研修会の実施、各関係機関と連携・協力した有機農業に関する研修会及び栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受け入れ先の情報提供をはじめとした研修システムの体系化等を行います。

さらに、農業者が有機農業に取り組みやすくするために、成果等をあげている有機農業者や関係機関と連携し、有機農業者間等の情報交換や情報共有化を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件や立地条件等に適した技術体系を構築し、情報提供等の実施を行います。

3 有機農産物の加工・流通、販売、消費の促進

有機農業者の経営の安定化を図るためには、栽培した有機農産物の販路等を確保することが不可欠であることから、直販、宅配、契約販売、農産物直売所や農協、生協、市場出荷等の販売及び出荷方法について、成功事例を収集し情報提供するとともに、加工・流通、販売業者等と生産者が交流を図る機会を創出することを通して販路開拓・確保を目指します。

なお、販路の一つとして考えられる学校給食については、地域内消費が基本となるため、必ずしも有機 J A S 認証取得をしなくとも、今後想定している市内の有機農業生産者のネットワークへの参加を通じて、関係機関として、有機栽培を行っていることを確認した上で、これらの生産者や栽培実証参加農家については、給食への提供を市としても連携して取り扱うとともに、教育委員会や J A 等関係機関とも十分協議し連携しながら、有機農産物の生産量の拡大状況を踏まえ、学校給食への導入校数を順次増やすことも視野に入れて実施しつつ、より効率的・効果的な流通方策等の検討を進めます。その他、有機栽培の生産者に関する情報を H P 等を通じて市内外に広く情報発信するなど新規の販路開拓や学校の栄養士への情報提供も視野に入れた取組を行います。

有機農業により生産された農産物の販売が進まない場合には、農業経営の面で支障が出ることから、生産者等のネットワーク化など組織化による販売体制の多様化を促し、情報の共有化を行うことにより、有機農産物の流通量増加を支援するとともに、流通を拡大するため直売所等での取扱いを増やし、販売場所マップ作成など有機農産物を消費者が購入しやすくする仕組みを支援します。また、広域流通の拡大を図るため、関係機関と連携して、有機農産物を含む県産農産物の商談会情報やその他出展会への参加支援などを通じて

販路拡大を支援します。さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、「食育」、「地産地消」を通じ、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大への取組を推進します。

具体的には、教育委員会等との連携による学校給食への納入、各農産物直売所、市内飲食店における有機農産物活用の取組や、取扱店及び取扱量拡大への取組、有機農業により生産される農産物の販路確保等のための情報収集及び提供、有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るための生産者と各関係機関が連携・協力したPR等の販売促進、さらに、「食育」、「地産地消」の推進により、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

なお、有機農業で生産される農産物の中にも、大きさや形が揃わず、そのために、生鮮食品として店頭に並べるのが難しいものが少なからずあるため、こうした有機農産物を加工して販売に結びつけ農業経営の向上を図る取組についても支援を進めます。

4 有機農業に対する理解の促進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することが重要ですが、有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する消費者の理解は十分とは言えない状況にあります。このため、市内外への出展やセミナーの開催などを通じて、生産者と市内

外の消費者が交流し、有機農業と触れ合う機会を創出することで、有機農業が生物多様性の保全や、環境負荷を低減する環境に配慮した農業であることへの消費者の理解の増進を目指します。さらに、有機農業に対する社会的な取組への理解の促進を図るため、有機農業が2050年ゼロカーボン達成や、SDGs（持続可能な開発目標）の取組等に貢献することへの理解を深める取組の一つとして、学校給食等における有機農産物の使用を通じ、児童や保護者への理解促進を図ります。

有機農業の推進に当たっては、市民をはじめ、有機農業に対する理解の促進が重要であることから、有機農業に対する関心を高めるために、生産者と消費者の交流会や料理教室の開催、学校教育における食育の推進や農業体験学習、また、市外の住民との交流の促進なども、有効な手段のひとつであると考えられます。さらに、地域の活性化に資する取組も有効であると考えられることから、有機農業に対する理解の促進のためのイベントの開催や、単に、有機農業による生産振興だけではなく、加工や飲食（オーガニックレストラン）等の分野も含め幅広く、地域ぐるみによる取組にまで広げていく必要があります。

これらの取組や関係団体における活動等の支援を通して、有機農業者等と消費者、児童・生徒、市民、さらには、市外からの呼び込

み等も含め、理解の促進を図るとともに、豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深めるために、インターネット等を活用した情報発信やPR活動についても積極的に行います。

なお、関係機関との連携による取組において、教育分野や福祉分野においても、取組の展開を図るとともに、地域の実情や、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意して理解の促進に努めます。

第6 その他

有機農業のみならず、環境負荷軽減に向けた取組やSDGsに資する取組など、市内の持続可能な農業の実現に資すると考えられる取組については、優良事例としてまとめ、積極的に情報発信を行っていきます。これら取組を通じて、市としてのブランドイメージを向上させることで、小規模特認校である和田・弥富小学校を契機に、市内全域の給食で有機農産物の利用を進めることにより、市外からの転入が増える要因の一つとなり、佐倉市への移住・定住の増加、販路の拡大、また、来訪者の増加なども想定されることから、優良事例のみならず、その他関連情報についても同様に積極的かつ効果的な情報発信を行うこととします。